



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 災害保険金等のお支払いについて（団体定期保険）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日以降、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが「五類感染症」に変更されました。

五類感染症に分類されている感染症の性質を踏まえると、新型コロナウイルス感染症は災害保障の概念に適さなくなるものと考えられることから、約款上の「感染症」の定義を以下の通り変更します。

改定後の約款が適用されるご契約において、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡または所定の高度障害に該当した場合、災害保険金等の支払対象外となります。

1. 改定内容（下線部）

改定前	改定後
<p>別表 対象となる感染症 (途中省略)</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに<u>限る</u>。)である<u>ものに限る</u>。)を含めます。</p>	<p>別表 対象となる感染症 (途中省略)</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに<u>限ります</u>。)である<u>感染症をいいます</u>。)は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定めるつぎのいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含みます</u>。なお、<u>つぎのいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含まれません</u>。</p> <p>(1) <u>一類感染症、二類感染症または三類感染症</u> (2) <u>新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症</u> (3) <u>指定感染症</u></p>

2. 対象保険種類

団体定期保険災害割増特約、団体定期保険傷害特約、団体定期保険災害保障特約
団体定期保険こども災害割増特約、団体定期保険こども傷害特約、団体定期保険こども災害保障特約

3. 改定日

契約日または更新日が2024年4月1日(月)以降となる契約から改定後の約款を適用します。
改定後の約款が適用されるご契約では、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡または所定の高度障害に該当した場合、災害保険金および災害高度障害保険金の支払対象外となります。

4. その他

本改定による契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

以上